

調布市介護保険法に基づく第1号通所事業の人員、設備及び運営に関する基準

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 国基準通所型サービス事業の基準（第5条）

第3章 市基準通所型サービス事業の基準（第6条—第40条）

第4章 雑則（第41条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この基準は、調布市介護予防・日常生活支援総合事業の実施等に関する規則（平成28年調布市規則第58号。以下「規則」という。）第12条第3項の規定により、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の63の6各号に掲げる基準による第1号通所事業の人員、設備及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この基準における用語の意義は、規則の例による。

（事業の一般原則）

第3条 第1号通所事業の指定事業者（以下「第1号通所指定事業者」という。）は、当該事業を利用する者（以下「利用者」という。）の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 第1号通所指定事業者は、第1号通所事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、市、他の第1号事業を行う者並びに介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

（基本方針）

第4条 第1号通所事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2章 国基準通所型サービス事業の基準

（省令第140条の63の6第1号イに掲げる基準）

第5条 省令第140条の63の6第1号イに掲げる基準（第1号通所事業に係る基準に限る。）は、介

護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和6年厚生労働省告示第84号）に規定する指定相当通所型サービスに係る基準の例によるものとする。

第3章 市基準通所型サービス事業の基準

（従業者の員数）

第6条 市基準通所型サービス事業（第1号通所事業で、省令第140条の63の6第2号に掲げる基準に基づくものをいう。以下同じ。）を実施する事業者（以下「市基準通所型サービス事業者」という。）が当該市基準通所型サービス事業を行う事業所（以下「市基準通所型サービス事業所」という。）ごとに置かなければならない市基準通所型サービス事業従業者（市基準通所型サービス事業に従事する者をいう。以下同じ。）の員数は、市基準通所型サービス事業に係る市基準通所型サービスの単位に応じ、専らその提供に当たる市基準通所型サービス事業従業者の勤務時間数の合計を当該提供に係る時間数の合計で除して得た数が、利用者の数が15人以内の場合にあつては1以上、15人を超える場合にあつては当該利用者の数から15を控除して得た数を5で除して得た数に1を加えた数以上が確保される数とする。

- 2 市基準通所型サービス事業者は、市基準通所型サービスの提供に当たり、その単位ごとに、前項の市基準通所型サービス事業従業者を常時1人以上従事させなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、市基準通所型サービス事業従業者は、利用者（市基準通所型サービス事業を利用する者に限る。以下同じ。）の処遇に支障がないと認められるときは、他の市基準通所型サービスの単位の市基準通所型サービス事業従業者として従事することができるものとする。

（管理者）

第7条 市基準通所型サービス事業者は、市基準通所型サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該事業所の管理上支障がないと認められるときは、当該常勤の管理者を当該事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

（設備等に関する基準）

第8条 市基準通所型サービス事業所は、市基準通所型サービスの提供に必要と認められる場所、設備（非常災害に際して必要な設備を含む。以下同じ。）、備品等を備えなければならない。

- 2 前項の市基準通所型サービスの提供に必要と認められる場所は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上の広さを有するものとする。
- 3 第1項の設備は、専ら市基準通所型サービス事業の用に供するものでなければならない。ただ

し、利用者に対する市基準通所型サービスの提供に支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。

(運営規程)

第9条 市基準通所型サービス事業者は、市基準通所型サービス事業所ごとに、次の各号に掲げる市基準通所型サービス事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 市基準通所型サービス事業従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 市基準通所型サービスの利用定員
- (5) 市基準通所型サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) 市基準通所型サービスの利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方針
- (9) 非常災害対策
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市基準通所型サービス事業の運営に当たり必要と認められる重要事項

(勤務体制の確保等)

第10条 市基準通所型サービス事業者は、利用者に対して適切な市基準通所型サービスを提供できるよう、市基準通所型サービス事業所ごとに、市基準通所型サービス事業従業者の勤務体制を定めておかなければならない。

2 市基準通所型サービス事業者は、市基準通所型サービス事業所ごとに、当該事業所の市基準通所型サービス事業従業者により、市基準通所型サービスを提供しなければならない。ただし、特に利用者の処遇に支障がないと認められるときは、この限りでない。

3 市基準通所型サービス事業者は、市基準通所型サービス事業従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第11条 市基準通所型サービス事業者は、利用定員を超えて市基準通所型サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他やむを得ない事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

(非常災害対策)

第12条 市基準通所型サービス事業者は、非常災害に対する具体的な行動計画を策定のうえ、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備するとともに、それらを定期的に従業者に周知し、及び避難、救出その他の必要な訓練を行わなければならない。

(内容及び手続の説明及び同意)

第13条 市基準通所型サービス事業者は、市基準通所型サービスの提供を開始するときは、あらかじめ利用の申込み（以下「利用申込み」という。）をした者（以下「利用申込者」という。）又はその家族に対し、第9条の重要事項に関する規程の概要、市基準通所型サービス事業従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる事項を文書の交付により説明し、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 市基準通所型サービス事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があったときは、前項の文書に記すべき重要事項につき、同項の規定による文書の交付に代えて、当該利用申込者又はその家族の承諾のうえ、電子情報処理組織（市基準通所型サービス事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該提供をしたときは、当該文書を交付したものとみなされるものとする。

(提供拒否の禁止)

第14条 市基準通所型サービス事業者は、正当な理由なく、市基準通所型サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第15条 市基準通所型サービス事業者は、利用申込みがあったときは、通常の事業の実施地域（市基準通所型サービス事業所が通常時に通所型サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案のうえ、自ら適切な市基準通所型サービスを提供することが困難であると認めたときは、速やかに当該利用申込みをした者に係る調布市地域包括支援センター又はその委託を受けた居宅介護支援事業者（以下「地域包括支援センター等」という。）への連絡、適当と認められる他の通所型サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第16条 市基準通所型サービス事業者は、利用申込みがあったときは、利用申込者が提示する被保険者証により、その者の被保険者資格、要支援認定及びその有効期間並びに省令第140条の62の4

第2号に掲げる要件に該当していること（以下「要支援認定等」という。）を確認するものとする。

- 2 市基準通所型サービス事業者は、市基準通所型サービスを提供する場合において、前項の被保険者証に調布市介護認定審査会（法に基づき調布市に置かれた介護認定審査会をいう。）の意見が付されているときは、当該審査会の意見の内容に配慮するよう努めなければならない。

（要支援認定等の申請に係る援助）

第17条 市基準通所型サービス事業者は、市基準通所型サービスの提供を開始する場合において、当該市基準通所型サービスの利用者が要支援認定等を受けておらず、かつ、その申請を行っていないときは、当該利用者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

- 2 市基準通所型サービス事業者は、利用者に対して介護予防支援又は第1号介護予防支援事業（これらに相当するサービスを含む。）が行われていないときその他特に必要があると認めたときは、当該利用者の要支援認定等の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要支援認定等の有効期間が終了する30日前までになされるよう、必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第18条 市基準通所型サービス事業者は、市基準通所型サービスを提供するときは、利用者に係る地域包括支援センター等が開催するサービス担当者会議等を通じて、その者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（地域包括支援センター等との連携）

第19条 市基準通所型サービス事業者は、市基準通所型サービスを提供するときは、地域包括支援センター等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 2 市基準通所型サービス事業者は、市基準通所型サービスの提供を終了するときは、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る地域包括支援センター等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（第1号事業支給費の支給を受けるための援助）

第20条 市基準通所型サービス事業者は、市基準通所型サービスの提供を開始する場合において、利用申込者が介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント（以下「介護予防サービス計

画等」という。)の作成を地域包括支援センター等に依頼する旨の届出を市長に行っていないと認めるときは、当該利用申込者又はその家族に対し、当該届出を行うこと等により第1号事業支給費(法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業支給費をいう。以下同じ。)の支給を受けることができる旨の説明、地域包括支援センターに関する情報の提供その他の第1号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス計画等に沿ったサービスの提供)

第21条 市基準通所型サービス事業者は、介護予防サービス計画等が作成されたときは、その内容に沿った市基準通所型サービスを提供しなければならない。

(介護予防サービス計画等の変更の援助)

第22条 市基準通所型サービス事業者は、利用者が介護予防サービス計画等の変更を希望したときは、当該利用者に係る地域包括支援センター等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(サービスの提供の記録)

第23条 市基準通所型サービス事業者は、市基準通所型サービスを提供したときは、当該市基準通所型サービスの提供日、その内容、当該市基準通所型サービスについて利用者に代わって支払を受けることとなる第1号事業支給費の額その他必要と認められる事項を、利用者の介護予防サービス計画等を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 市基準通所型サービス事業者は、市基準通所型サービスを提供したときは、その内容等を記録するものとする。

3 市基準通所型サービス事業者は、利用者から申出があったときは、文書の交付その他適当と認める方法により、当該利用者に対し、前項に規定する情報を提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第24条 市基準通所型サービス事業者は、法定代理受領サービス(法第115条の45の3第3項の規定により、利用者に代わり第1号事業支給費が当該指定事業者を支払われる場合における当該第1号事業支給費に係る指定事業者の指定に係る第1号事業をいう。以下同じ。)に該当する市基準通所型サービスを提供したときは、その利用者から利用料の一部として、当該市基準通所型サービスに係る第1号事業に要する費用から当該事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 市基準通所型サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない市基準通所型サービスを提供したときは、その利用者から支払われる利用料の額と市基準通所型サービスに係る第1号事

業に要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 前2項に規定するもののほか、市基準通所型サービス事業者は、次の各号に掲げる費用の支払を利用者に請求することができる。

(1) 通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者からの選定により、当該利用者に対して市基準通所型サービス事業を提供する場合における送迎に要する費用

(2) 食事代

(3) おむつ代

(4) 前3号に掲げるもののほか、市基準通所型サービスとして提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用で、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第2号に掲げる費用は、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年厚生労働省告示第419号）の例によるものとする。

5 市基準通所型サービス事業者は、第3項の規定による支払の請求をしようとするときは、あらかじめ利用者又はその家族に対し、その内容及び同項に規定する費用の支払について説明し、同意を得なければならない。

(利用者に関する市への通知)

第25条 市基準通所型サービス事業者は、市基準通所型サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、遅延なく、意見を付してその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 正当な理由なしに市基準通所型サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を進行させたときと認められるとき、又は要介護状態になったときと認められるとき。

(2) 偽りその他不正の行為により第1号事業支給費の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第26条 市基準通所型サービス事業従業者は、現に市基準通所型サービスを提供している場合において、その利用者に病状の急変が生じたときその他特に必要があると認めたときは、速やかに主治の医師への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

(衛生管理等)

第27条 市基準通所型サービス事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要と認められる措置を講じなければならない。

2 市基準通所型サービス事業者は、当該市基準通所型サービス事業所において感染症が発生し、

又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(掲示)

第28条 市基準通所型サービス事業者は、市基準通所型サービス事業所の見やすい場所に、第9条に規定する運営規程の概要、市基準通所型サービス事業従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる事項を掲示しなければならない。

(秘密保持)

第29条 市基準通所型サービス事業従業者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

2 市基準通所型サービス事業者は、市基準通所型サービス事業従業者であった者が正当な理由なく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 市基準通所型サービス事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いるときにあっては当該利用者の同意を、その家族の個人情報を用いるときにあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第30条 市基準通所型サービス事業者が行う市基準通所型サービス事業所の広告の内容は、虚偽又は誇大なものであってはならない。

(地域包括支援センター等に対する利益供与の禁止)

第31条 市基準通所型サービス事業者は、地域包括支援センター等又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(遵守事項)

第32条 市基準通所型サービス事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 市から委託を受けた東京都国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に基づき、東京都知事の認可を受けて設立された国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う調査に協力すること。
- (2) 東京都国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこと。
- (3) 東京都国民健康保険団体連合会から前号に規定する改善に関する報告の求めがあったときは、当該改善の内容を報告すること。

(地域との連携)

第33条 市基準通所型サービス事業者は、市基準通所型サービス事業の運営に当たっては、市が実施する社会福祉に関する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第34条 市基準通所型サービス事業者は、市基準通所型サービスの提供により事故が発生したときは、速やかに市長、当該利用者の家族及び地域包括支援センター等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 市基準訪問型サービス事業者は、前項に規定する事故の状況及び当該事故に際して講じた処置について、記録しなければならない。

3 市基準通所型サービス事業者は、市基準通所型サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときは、その損害を賠償しなければならない。

(会計の区分)

第35条 市基準通所型サービスの事業者は、市基準通所型サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、市基準通所型サービス事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第36条 市基準通所型サービス事業者は、市基準通所型サービス事業従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 市基準通所型サービス事業者は、利用者に対する市基準通所型サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結した日から5年間保存しなければならない。

- (1) 市基準通所型サービス計画
- (2) 第23条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第25条の規定による市長への届出に係る記録
- (4) 第34条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (5) 規則第17条第2項に規定する苦情等の内容の記録

(市基準通所型サービスの基本取扱方針)

第37条 市基準通所型サービスの基本取扱方針は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 市基準通所型サービスは、利用者の介護予防に資するようその目標を設定し、計画的に行われなければならない。
- (2) 市基準通所型サービス事業者は、自らその提供する市基準通所型サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- (3) 市基準通所型サービス事業者は、市基準通所型サービスの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔(こうくう)機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等のみならず、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的としてサービスの提供に当たらなければならない。
- (4) 市基準通所型サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができると思えられる方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- (5) 市基準通所型サービス事業者は、市基準通所型サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の適当と思えられる方法により、利用者が主体的に事業に参加できるようになるよう適切な働きかけに努めなければならない。

(市基準通所型サービスの具体的取扱方針)

第38条 市基準通所型サービスの提供に当たっての具体的な取扱方針は、第4条に規定する基本方針及び前条の基本取扱方針に照らし、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 市基準通所型サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じた情報共有その他の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) 市基準通所型サービス事業所の管理者は、市基準通所型サービスの提供に当たり、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び利用者本人の希望を踏まえ、必要に応じ、市基準通所型サービスの目標、当該目標を達成するため必要と思えられるサービスの具体的な内容、市基準通所型サービスの提供を行う期間等を記載した市基準通所型サービス計画を作成するものとする。
- (3) 市基準通所型サービス計画は、既に介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成されなければならない。
- (4) 市基準通所型サービス事業所の管理者は、市基準通所型サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、同意を得なければならない。
- (5) 市基準通所型サービス事業所の管理者は、市基準通所型サービス計画を作成したときは、当該市基準通所型サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 市基準通所型サービス事業所の管理者は、市基準通所型サービス計画を作成した利用者に対して市基準通所型サービスの提供を行うときは、当該市基準通所型サービス計画に基づき、当該利用者が日常生活を営むために必要と思えられる支援を行うものとする。

- (7) 市基準通所型サービス事業所の管理者は、市基準通所型サービスの提供に当たっては、親切丁寧にこれを行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、当該市基準通所型サービスの提供方法等について、理解しやすい説明を行うものとする。
- (8) 市基準通所型サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切にこれを行うものとする。
- (9) 市基準通所型サービス事業所の管理者は、市基準通所型サービス計画に基づき市基準通所型サービスの提供を開始したときは、当該市基準通所型サービス計画に係る利用者の状態、その者に対する市基準通所型サービスの提供状況等について、当該市基準通所型サービスの提供開始時から当該市基準通所型サービスの提供に係る介護予防サービス計画等に記載したサービスの提供期間終了時までの間に少なくとも1回（特に必要があると認めた利用者にあつては、少なくとも1月に1回）は、当該市基準通所型サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行うものとする。
- (10) 市基準通所型サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した地域包括支援センター等に報告しなければならない。
- (11) 市基準通所型サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて市基準通所型サービス計画を変更するものとする。
- (12) 第1号から第10号までの規定は、前号の規定による市基準通所型サービス計画の変更について準用する。

（市基準通所型サービスの提供に当たっての留意点）

第39条 市基準通所型サービスの提供は、介護予防の効果を最大限高める観点から、次の各号に掲げる事項に留意して行われるものでなければならない。

- (1) 市基準通所型サービス事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防・生活支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、市基準通所型サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。
- (2) 市基準通所型サービス事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスの提供に当たっては、介護予防の観点から有効性が確認されているなど適切なものを提供すること。
- (3) 市基準通所型サービス事業者は、市基準通所型サービスの提供に当たり、利用者が高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険を生じさせるような強い負荷を伴う市基準通所型サ

サービスの提供は行わないようにするとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等により、利用者の安全面に最大限配慮しなければならない。

(安全管理体制等の確保)

第40条 市基準通所型サービス事業者は、市基準通所型サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければならない。

2 市基準通所型サービス事業者は、市基準通所型サービスの提供に当たっては、転倒等を防止するための環境整備に努めるとともに、事前に脈拍、血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認し、当該利用者に過度な負担とならないよう努めなければならない。

第4章 雑則

第41条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。